

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 田子重 西中原店
- (2) 届出日 平成24年12月25日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(1) 交通関係・騒音関係について

店舗ができることにより付近の住宅街の生活道路において、通過交通の増加が予想されます。交通安全と騒音防止の観点から、生活道路への侵入を最小限に抑えるため、来退店客に対しチラシや店内掲示板による来退店経路の告知のほか、チラシ等を見ずに来退店される方もいるためさらに実効性のある方法により対策をお願いします。

届出書では、チラシの配布や状況に応じた警備員の配置が対策として示されている。

また、届出書に追加して報告書の提出がなされたが、当該報告書では、敷地外での誘導看板の設置のほか、より詳細な警備員の配置計画が示されている。

なお、交通安全についても、当該報告書により次のような対策が示されている。

- ① 店舗南側道路の横断歩道設置に係る所轄警察との協議（追加報告）
- ② 出庫警報灯及び駐車場の満空状況を示す出入口灯の設置（追加報告）
- ③ 出入口でのイメージハンプの表示（追加報告）
- ④ 出入口①南側交差点へと繋がる南北道路の拡幅（追加報告）

以上のことから、必要な配慮がなされているものと判断した。

（２）景観について

田子重西中原店周辺の地域は、安倍川の美しい自然景観と住宅街の品格ある落ち着いた景観が形成されています。引き続き、この良好な景観を維持・向上できるように、店舗の意匠・色彩、屋外広告物の色彩・大きさ等について周辺景観に十分な配慮をお願いします。

大規模小売店舗立地法の指針では、店舗が立地する地域において、統一的な色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われる場合、このような取組を阻害することがないように調和を図るよう努めることを求めている。

また、当該地域が景観法に基づく景観計画や景観地区等に定められているような地区である場合には、これらに合致するような計画とすることを求めている。

これらの街並みづくりへの配慮について、同指針により示されている内容は、届出者に対して努力することを求めているにとどまり、さらに、届出書に追加して提出された報告書では、静岡市景観条例及び静岡市屋外広告物条例での手続きを実施していることに加え、敷地内にて数カ所の植栽を行うことが示されている。

以上のことから、市意見の対象としない。